平成26年4月21日

公　　告

契約担当官
航空自衛隊第６航空団
会計隊長　渡部　和也

下記により入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

記

1　入札に付する事項：(1) 件　　名：現地外注整備市販型車両（輪島分屯基地）
(2) 履行期限：平成27年3月31日
(3) 履行場所：契約相手方事業所

2　競争参加資格：(1) 予決令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
(2) 全省庁統一参加資格で「役務の提供」のＤ等級以上の格付をされていること。
(3) 経理装備局長から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を経理装備局長が認めた場合には、この限りではない。

3　契約条項を示す場所：航空自衛隊小松基地会計隊契約班

4　入札場所：航空自衛隊小松基地第２会議室
（当日の状況により、入札会場が変更になる場合があります。）

5　入札日時：平成 26 年 5 月 15 日　　10時30分

6　保証金：(1) 入札保証金……予決令第７７条第２号により免除
(2) 契約保証金……予決令第１００条の３第３号により免除
(3) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を追徴する。

7　入札の無効：２の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に反した入札は、無効とする。

8　入札方法：落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

9　契約書等作成の要否：[要]　否

10　決定方法：総額　[単価]

11　郵便入札の許否：[許]　否
郵便入札を希望する者は、平成26年5月14日17時までに必着のこと。

12　説明会：有　[無]
日時：平成　　年　　月　　日　　時　　分

13　同等品確認申請：

14　受付：入札に参加される方は、下記に連絡して下さい。
連絡先：会計隊契約班　　担当：前田
電話番号　０７６１－２２－２１０１　（内線２３９）

入　札　書

貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承諾の上、下記のとおり提出します。

平成26年5月15日

契約担当官
航空自衛隊第6航空団　殿

住　所
会社名
代表者名　　印
代理人

入札金額　￥

履行期限	平成27年3月31日	履行場所	自社整備工場

品名（件名）	規格	入札			
		単位	予定数量	単価	金額
現地外注整備市販型車両	仕様書のとおり	点	358.9		
	－以下余白－				

備考	税抜金額を記入

別紙

特　約　条　項

（整備作業点数等）

第１条　整備作業点数は、日本自動車整備振興会連合会(以下、日整連という。)発行の自動車整備標準作業点数表（定期点検編、乗用車編、貨物車編）の最新版を使用する。

２　定期検査基本工数算出方法については、付紙のとおり。

３　定期検査点数及び定期点検点数については、付表第１のとおり。

４　市販型車両支援整備計画の外注整備計画については、付表第２のとおり。

（発注の方法について）

第２条　甲は、毎月末、翌月の外注整備計画表（付表第３）を通知するものとする。

２　甲は、前項の計画表に基づき、発注書を作成し、車両及び所要の官給品を乙に引渡すものとする。

３　乙は、発注書に指示された事項以外について、整備を要する事項がある場合は、速やかに甲に通知するものとする。

４　甲は、前項の規定により必要と認めた場合は、直ちに追加発注を乙に送付するものとし、乙は納期までに整備を完了させるものとする。ただし、納期までに整備完了が困難である場合は、甲・乙協議して定めるものとする。

（車両の受渡しについて）

第３条　乙は、前条２項の規定により車両の引渡しを受けたときは、直ちに当該車両の管理換票を甲に提出するものとする。

（保証について）

第４条　物品の引渡しから引取りの間の保管責任は、乙の責任とする。

２　整備期間中における乙の過失、その他により生じた損害は、すべて乙の負担とする。

３　整備完了車両の「かし期限」は、次期点検、検査までとする。なお機能不良及び損傷等が発生した場合、その原因が乙の整備に起因するものと明らかに認められる場合、乙が再整備の責を負うものとする。

４　疑義がある場合は甲乙協議のうえ、決定する。

付紙

点数算出法について

点数算出法は、以下を基準とする。

1　それぞれの車両型式において、日整連発行の点数表を基本とする。
点数表は原則的に最新版を使用する。
(1)　Ｉ検査（６か月）：事業用３か月点検の基本点数
(2)　M検査（１２か月）：事業用１２か月点検の基本点数
(3)　定期点検（１２、２４か月）：道路運送車両法による区分に応じた基本点検
(4)　追加点数については、過去の追加整備実績（属表第１）を基に小型、大型自動車ごとの平均から、車両更新基準年数を基準に加減した点数

2　日整連発行の点数表に工数設定のない車両については、次のとおりとする。
(1)　事業用の工数設定がない車両
自家用の工数設定が同一の他の型式において、事業用の工数設定があるものを参照とする。
(2)　自家用の工数設定がない車両
事業用の工数設定が同一の他の型式において、自家用の工数設定があるものを参照とする。
(3)　貨物車の工数設定がない車両
乗用車の工数設定が同一の他の型式において、貨物車に工数設定のあるものを参照とする。
(4)　同一型式がない車両
参照型式対照表（属表第２）のとおり。

3　付加装置の点検工数
付加装置（ダンプ装置、クレーン、アウトリガー等）の点検工数については、その車種の基本点数に追加するものとする。
(1)　ダンプ装置　　１．５
(2)　クレーン、アウトリガー　　１．７

4　定期点検工数設定の要領の形態

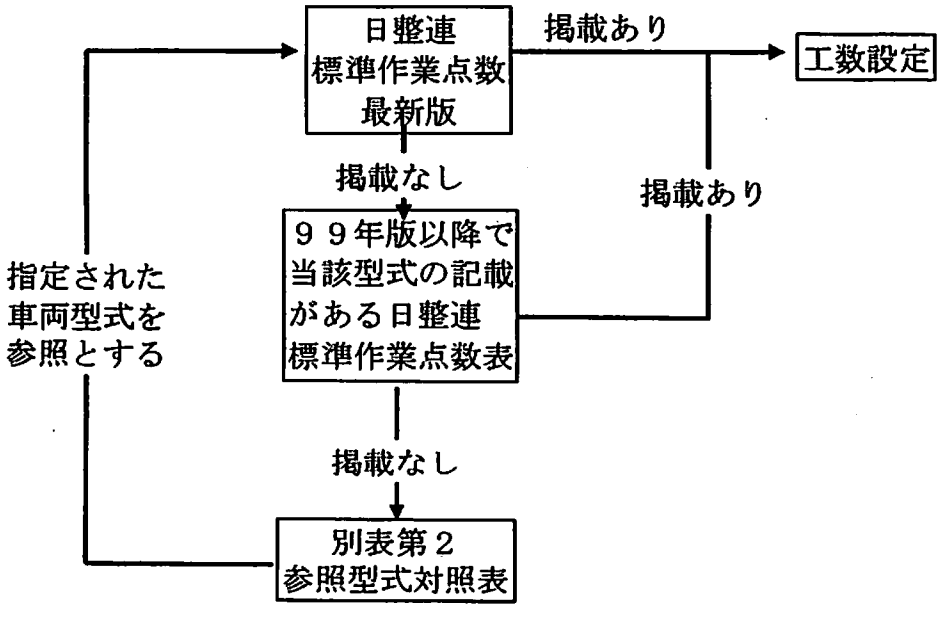

5　定期点検項目以外の作業点数算出時には、当該型式の掲載のある発行年度の最新版の点数表を参照とする。

6　必要とする工数の設定がない車両の工数設定

車種	型式	属表第2対応型式	他型式を参照する理由	ﾒｰｶｰ	車種名	自家用が同一工数の型式	自家用貨物が同一工数な型式	事業用貨物が同一工数な型式（参照型式）
1/2tﾄﾗｯｸ	J23-A	V26W	乗用車の設定のみ	三菱	ﾊﾟｼﾞｪﾛ	乗用の同点数の型式VZJ90W(ﾗﾝﾄﾞｸﾙｰｻﾞｰﾌﾟﾗﾄﾞ)	同型式の自家用貨物HZJ73V(ﾗﾝﾄﾞｸﾙｰｻﾞｰﾊﾞﾝ)	
	J24-A							
	J25-A							
	V16BBRSFA							
ｻｲﾄ用人員輸送車(4×4)	BHW41	RYW40	４ＷＤの設定なし	日産	ｼﾋﾞﾘｱﾝ	2WDが同点数の別車両の型式BB55	BB55の4WDの点数	
業務車1号(4×4)	AL5	ＢＧ系	乗用車の設定のみ	ｽﾊﾞﾙ	ﾚｶﾞｼｨ	Y33(ｾﾄﾞﾘｯｸ)→VJC22(ﾊﾞﾈｯﾄﾊﾞﾝ)		VJC22(ﾊﾞﾈｯﾄﾊﾞﾝ)の点数を適用
	AP5							
	BF5							
	BG5							
	ZGE25G		乗用車の設定のみ	ﾄﾖﾀ	ｳｨｯｼｭ	類似点数の別車両型式TRH219W(ﾊｲｴｰｽ)		類似型式の事業用設定車両型式LH129V(ﾊｲｴｰｽ)の点数の割合
ﾄﾗｯｸ1/4t4×4小型業務車	NT31		乗用車の設定のみ	日産	X-TRAIL	類似点数の別車両型式SE25(ｷｬﾗﾊﾞﾝ)		類似型式の事業用設定車両型式CQGE25(ｷｬﾗﾊﾞﾝ)の点数の割合

属表第１

過去の追加整備実績

車種	車番	２４年度	２５年度	平均
業務車３号	石川59る6030	6.5	9.6	
１／２ｔﾄﾗｯｸ	４５－７５６３	8.0	10.2	
ﾄﾗｯｸ1/4t4×4小型業務車	４５－３９８０	7.9	6.9	
有線整備車(4×4)	４６－９８２１	29.8	49.9	14.2
業務車１号(4×4)	４５－１０７５	12.0	9.0	
業務車１号(4×4)	４５－１０８０	14.7	23.4	
給食運搬車2号	４６－２３４８	2.2	8.9	
ﾄﾗｯｸ２1/2t4×4ｶｰｺﾞ	４６－６３７９	15.6	16.6	
ﾄﾗｯｸ２1/2t4×4ｶｰｺﾞ	４６－６４４６	17.6	15.1	
ﾄﾗｯｸ２1/2t4×4ｶｰｺﾞ(2tｸﾚｰﾝ付)	４６－９５７０	17.6	15.1	
サイト用人員輸送車（４×４）	４８－０１２８	10.9	9.6	13.6
サイト用人員輸送車（４×４）	４８－０１９５	9.9	10.1	
サイト用人員輸送車（４×４）	４８－０１９６	9.9	10.1	
ﾄﾗｯｸ４×４ﾀﾞﾝﾌﾟ	４７－２３９７	16.7	15.0	
	計	179.3	209.5	

属表第２

参照型式対照表

車種	型式	参照メーカー	対応車種	備考
１１/2tﾄﾗｯｸ	WB501	いすゞ	FRR33	
	WB502	いすゞ	FRR33	
	WB503	いすゞ	FRR33	
	XCD30	トヨタ	FRR33	
1/2tﾄﾗｯｸ	V16BBRSFA	三菱	V26W	
ｻｲﾄ用人員輸送車(4×4)	BG437F	三菱	BG438	
	BG438F	三菱	BG438	
	BHW41	三菱	RYW40	
	FG435E	三菱	FG508	
	FG438E	三菱	FG508	
	FRS12F	三菱	FRR33	
ﾄﾗｯｸ1/4t4×4小型業務車	FJ60V	トヨタ	HZJ73V	
	FJ61V	トヨタ	HZJ73V	
	FJ62V	トヨタ	HZJ73V	
	HDJ101K	トヨタ	HDJ81V	
	HZJ81V	トヨタ	HZJ73V	
	VRGY60	トヨタ	HZJ73V	
	VRGY61	トヨタ	HZJ73V	
ﾄﾗｯｸ２1/2t4×4ｶｰｺﾞ	FTS33	いすゞ	FTS33	
	FTS34	いすゞ	FTS33	
	HTS12G	いすゞ	FTS33	
	TSD45	いすゞ	FTS33	
ﾄﾗｯｸ２1/2t4×4ｶｰｺﾞ(2tｸﾚｰﾝ付)	HTS12G	いすゞ	FTS33	
	TSD45	いすゞ	FTS33	
ﾄﾗｯｸ4×4ﾀﾞﾝﾌﾟ	FSS12	いすゞ	FSS33	
	FT137BL	日野	FT1J	
	FT173BL	日野	FT1J	
	FZ633AA改	三菱	FH2系	
	SCS330	いすゞ	FSS33	
給食運搬車2号	LH119V	トヨタ	LH100系	
	LH178V	トヨタ	LH100系	
	P45V	三菱	P45V	
	VRMGE24	日産	E24系	
業務車1号(4×4)	AL5	スバル	BG系	
	AP5	スバル	BG系	
	BF5	スバル	BG系	
	BG5	スバル	BG系	
業務車1号(4×4)	ZNE14G	トヨタ	ZGE25G	
有線整備車(4×4)	FJ61V	トヨタ	HZJ73V	
	HDJ101K	トヨタ	HDJ81V	
	HZJ81V	トヨタ	HZJ73V	
	VRGY60	トヨタ	HDJ81V	
業務車3号	GS120	トヨタ	GS151H	12/24か月
	GS130	トヨタ	GS151H	12/24か月
	GS151	トヨタ	GS151H	12/24か月
	SV25	トヨタ	GS151H	12/24か月
	SV35	トヨタ	GS151H	12/24か月
	SV43	トヨタ	GS151H	12/24か月

付表第１

定期検査点数及び定期点検点数

法適用除外車両（定期検査）

車種区分・車番・型式 ＼ 検査区分			Ｉ検査	M検査	工数（点数）	適用点数表
1/2tﾄﾗｯｸ	45-7563	V16BBRSFA	2.9	6.8	9.7	1999年P122　V26W
ﾄﾗｯｸ1/4t4×4小型業務車	45-3980	DBA-NT31	2.6	6.1	8.7	2009年P255　NT31
有線整備車(4×4)	46-9821	KC-HZJ81V	2.9	6.8	9.7	2007年P112　HZJ73V
業務車１号(4×4)	45-1075	E-BG5	2.7	6.2	8.9	1999年P74　BG系
業務車１号(4×4)	45-1110	DBA-ZGE25G	2.2	5.4	7.6	2005年P84　ZNE14G
給食運搬車2号	46-2348	ADF-VWME25	2.8	6.5	9.3	2007年P127　VWME25
１　1/2tﾄﾗｯｸ	46-1178	XCD30	3.4	11.5	14.9	2007年P58　FRR33
ﾄﾗｯｸ２1/2t4×4ｶｰｺﾞ	46-6379	HTS12G	4.2	15.4	19.6	2007年P59　FTS33
ﾄﾗｯｸ２1/2t4×4ｶｰｺﾞ	46-6446	PDG-FTS34S2	4.2	15.4	19.6	2006年P48　FTS34
ﾄﾗｯｸ２1/2t4×4ｶｰｺﾞ(2tｸﾚｰﾝ付)	46-9570	PDG-FTS34S2	5.9	17.1	23.0	2006年P48　FTS34
ｻｲﾄ用人員輸送車(4×4)	48-0128	KK-BHW41	3.6	9.0	12.6	2007年P133　RYW40
ｻｲﾄ用人員輸送車(4×4)	48-0195	PDG-BG64DG	3.6	9.1	12.7	2007年P228　BG6系
ｻｲﾄ用人員輸送車(4×4)	48-0196	PDG-BG64DG	3.6	9.1	12.7	2007年P228　BG6系
ﾄﾗｯｸ4×4ﾀﾞﾝﾌﾟ	47-2397	PKG-FSS90S2	5.7	16.9	22.6	2008年P68　FSS90
			合計		191.6	

※　Ｉ検査(事業用３か月)、M検査(事業用１２か月)の工数（点数）を参考とした。

※　付加装置の点検工数

１　ダンプ装置	1.5
２　クレーン及びアウトリガー装置	1.7

法適用車両(定期点検)

車種区分・車番・型式 ＼ 点検区分			24か月点検工数（点数）
業務車３号	石川59る6030	E-GS151	2.7

※　法適用車両(24か月点検)
　　基本点検

付表第２

平成２６年度市販型車両支援整備の外注整備計画

No	車　種	車番	保安検査有効期限	年式	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	予定点数 基本分	予定点数 追加分
1	業務車３号	石川59る6030	27.2.11	H10.1										24か月 2.7			2.7	16.2
2	１／２ｔトラック	45-7563	27.11.30	H14.3			Ｉ検 2.9						M検 6.8				9.7	14.2
3	トラック1/4t４×４小型業務車	45-3980	26.12.31	H22.2		Ｉ検 2.6					M検 6.1						8.7	9.2
4	有線整備車(4×4)	46-9821	26.9.30	H7.3				M検 6.8						Ｉ検 2.9			9.7	16.2
5	業務車1号(4×4)	45-1075	26.9.30	H8.9					M検 6.2						Ｉ検 2.7		8.9	16.2
6	業務車1号(4×4)	45-1110	29.1.29	H26.1				Ｉ検 2.2						M検 5.4			7.6	0.0
7	給食運搬車２号	46-2348	27.11.30	H22.3		Ｉ検 2.8						M検 6.5					9.3	9.2
8	１1/2tﾄﾗｯｸ	46-1178	26.11.6	H24.12						M検 11.5						Ｉ検 3.4	14.9	9.2
9	ﾄﾗｯｸ２1/2t4×4ｶｰｺﾞ	46-6379	26.6.30	H2.1		M検 15.4						Ｉ検 4.2					19.6	17.6
10	ﾄﾗｯｸ２1/2t4×4ｶｰｺﾞ	46-6446	27.11.30	H22.2						M検 15.4						Ｉ検 4.2	19.6	8.6
11	ﾄﾗｯｸ２1/2t4×4ｶｰｺﾞ (2ｔｸﾚｰﾝ付)	46-9570	27.11.30	H22.2		Ｉ検 5.9						M検 17.1					23.0	8.6
12	ｻｲﾄ用人員輸送車 (4×4)	48-0128	26.10.31	H15.1						M検 9.0						Ｉ検 3.6	12.6	13.6
13	ｻｲﾄ用人員輸送車 (4×4)	48-0195	27.11.30	H22.2		Ｉ検 3.6						M検 9.1					12.7	8.6
14	ｻｲﾄ用人員輸送車 (4×4)	48-0196	27.11.30	H22.2			Ｉ検 3.6						M検 9.1				12.7	8.6
15	トラック4×4ダンプ	47-2397	27.11.30	H22.2		Ｉ検 5.7					M検 16.9						22.6	8.6
															計		194.3	164.6
															合計点数		358.9	

付表第３

外注整備計画表

外　注　整　備　計　画　表

月

車番＼日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
備　考																															

航空自衛隊輪島分屯基地仕様書				
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書		
	性質による分類	共通仕様書		
物品番号		仕様書番号	輪分基ＬＰＳ－Ｖ２２００３	
品名 件名	現地外注整備 （市販型車両） 共通仕様書	承認	平成　２２年　４月２２日	
		作成	平成　　４年　５月２８日	
		改正	平成　２２年　４月１６日	
		作成部隊等名	第　２　３　警　戒　群	

1.　総　則

1．1　適用範囲

(1)　この仕様書は、第２３警戒群司令が行う市販型車両の現地外注整備について契約相手方が実施する共通事項について規定する。

(2)　この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容が相違する場合は個別仕様書に規定する内容を優先する。

1．2　用語の意味

この仕様書において用いる用語の意味は、次に示すほか各項において定めるとおりとする。

(1)　個別ＴＯ等

個別ＴＯとは、次に示すものをいう。

ア　当該車両等に適用する技術指令書(J.T.0)

イ　製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の修理を目的として作成した取扱説明書、オーバーホール指導書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。）

(2)　車両等

車両等とは、航空自衛隊車両等整備基準(J.T.0.00-10-9)（以下「車両等整備基準」という。）第１－２表に示す車両及びそれぞれの構成品、取付品及び部品等をいう。

(3)　修理不能

修理不能とは、次の各号の場合をいう。

ア　個別仕様書に規定された修理限度を超える場合

イ　個別仕様書により特に指示がない限り当該品目（互換性品目及びその他の代品を含む）の修理時における新品取得価格の６５％以上修復の諸費用が見積もられる場合。

ウ　その他官側が指示した場合。

(4)　監　督

監督とは、契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。

(5)　検　査

検査とは、契約相手方の履行の最終段階における給付の完了の確認を行い合格又は不合格の判定を行うことをいう。

１．３　関連文書

次の文書等は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するものの他は、入札時（入札が行われない場合は契約時）における最新版とする。

(1)　自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和４５年防衛庁訓令第１号）
(2)　航空自衛隊物品管理補給規則（昭和４３年航空自衛隊達第３５号）
(3)　航空自衛隊調達規則（JAFR124）
(4)　航空自衛隊物品管理補給手続(JAFR125)
(5)　航空自衛隊装備品等共通整備基準(J.T.0.00-10-1)
(6)　航空自衛隊車両等整備基準(J.T.0.00-10-9)
(7)　車両等の塗装及び標識(J.T.0.36-1-3)
(8)　車両等検査要項(J.T.0.36-1-6)
(9)　車両等防錆処理要領(J.T.0.36-1-52)
(10)　個別ＴＯ等
(11)　優良自動車部品の採用について（空幕調達第２７５号 40.11.8）
(12)　道路運送車両法（昭和２６年法律１８５号）
(13)　自動車点検基準（昭和２６年運輸省令第７０号）
(14)　標準作業点数表（日本自動車整備振興会）
(15)　日本工業規格（ＪＩＳ）

２．　役務に関する要求事項

２．１　一般

整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては、車両等の特性、状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

２．２　整備作業の種類

個別仕様書で規定する整備作業の種類は原則として次のとおりとする。

(1)　定期検査整備

定期検査整備は、車両等整備基準に定めるＩ検査又はM検査について次の工程の作業を実施する。ただし、イ．ウの作業については、Ｉ検査又はM検査で分解を要求される部位を除き、定期検査の結果に基づき監督官の指示を得て実施する。

ア　定期検査
イ　分解検査
ウ　修理

(2)　定期点検整備

定期点検整備は、道路運送車両法（以下車両法という）に定める定期点検整備（１２か月、２４か月）について、次の行程の作業を実施する。ただしイ．ウの作業については、１２か月、２４か月点検で分解を要求される部位を除き、定期点検の結果に基づき監督官の指示を得て実施する。

ア　定期点検
イ　分解検査
ウ　修理

２．３　作業内容

前2.1項に示す工程の作業内容は、個別仕様書で特に指示するほか次により実施する。

(1)　定期検査

定期検査は、車両等整備基準に定めるＩ検査またはM検査について、車両等検査要領（別冊）の手順に従い目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認するとともに結果を車両等整備基準に定める車両作業用紙（様式第 1.2）に記録するものとする。

(2)　定期点検

定期点検は、車両法に定める定期点検整備について、自動車点検基準に従い目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認するとともに結果を自動車点検基準に定める定期点検記録簿に記録するものとする。

(3)　分解検査

分解検査は、定期検査又は定期点検の結果、判明した要修理箇所を修理するために必要な最小限の分解とする。

なお、分解した部品は目視点検、機能点検、計測等の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するに必要な修理方法、要交換部品を判定する。確認の結果必要部品及び修理要領明細書（様式第３）に記録するものとする。また分解した部品は要交換品を除き、必要な品質を維持するための洗浄等を行う。

(4)　修理等

修理等とは、2.3(3)項で確認された本来の性能を発揮できない車両等の修理箇所（部位、部品等）を交換、加工、組立調整等の作業を実施して本来の状態に修復するため、次の作業を行う。

ア　交　換

2.3(3)項で要交換と判定されたものを2.5項により良品と交換する。

イ　加　工

修理するための加工は、要修理箇所（部位、部品等）特性に応じ、最も適した方法で行う。

ウ　組立調整

2.3.(3)項で使用可能品と判断されたもの、2.3(4)項のア．イで修理した部品等について規定の性能を発揮するため、適正な手順方法により組み立て、必要に応じて各部を調整する。

エ　潤滑

車両等の必要な部位、部品について必要な潤滑効果を得るため、適合した油脂を選定のうえ適正量を給油する。

オ　塗装及び標識

塗装及び標識は、個別仕様書で特に指示された場合を除き、関連ＴＯに基づき部分塗装とする。全面塗装を実施する場合には、監督官の指示を得て実施する。なお、全面塗装を実施する場合は、塗装回数は、下塗り（プライマー塗装）１回、上塗り２回以上とする。

２．４　作業の中止

次に示す場合は作業を一時中止し、監督官に申し出る。

(1)　車両を修理するため、個別仕様書で指示された以外の作業の必要がある場合。

(2)　修理不能の場合。

２．５　使用部品及び材料

(1)　使用部品及び材料の準備

整備作業に必要な部品、材料等は個別仕様書で官給を指示されたものを除き契約相手方で準備する。

(2)　部品等の規格及び活用

ア　部品等の使用は原則として製造会社の純正部品（個別ＴＯ等に記載された部品）及び優良自動車部品一覧表（別紙）に示す優良部品とする。

イ　修理に際し、修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部品等を他の組部品の修理に流用することが可能な場合は、監督官の指示を得てこれらの部品を活用し修理費の節減を図る。但し、原則として同一契約の範囲内とする。

２．６　要求性能

車両等の修理後の性能は、個別仕様書で特に指示された場合を除き、個別ＴＯ等による。

3．　品質保証

3．1　品質管理

契約相手方が実施する品質管理は、個別仕様書で指示された場合を除き次による。

(1) 車両等が要求事項に合致していることを確認するために使用する計測器及び試験装置は関連法に基づき定期的に整備されていなければならない。

(2) 社内点検記録は、確実に保管されていなければならない。

3．2　品質保証資料

契約相手側は、この仕様書の２．３項及び２．５項により作成した結果等を品質保証資料として、これらの写しを契約が完了した会計年度の翌年の１月１日から５年間保管し、いつでも参照できる状態にしておかなければならない。

3．3　監督及び検査

車両等の外注整備作業に関する監督及び検査は次による。

(1) 車両法に基づき、認証、認定指定を受けた自動車整備工場において整備作業を実施した場合は、契約相手方から品質を保証する品質保証資料の提出により監督、検査に代えるものとし、品質保証資料に異状がなかった場合に合格とする。

(2) 直接監督による場合は、個別仕様書に基づき、適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において要求事項について確認及び指示等を行うとともに、監督実施記録（様式第４）に記録する。

(3)　直接検査による完成検査は、整備作業が完了し、受領時実施するものとする。なお、検査項目は、車両作業用紙の点検項目に基づくとともに、整備箇所を確認し、仕様書及びJ.T.0どおり機能が完全に発揮したことにより合格とする。

4．　その他の指示

4．1　付属品・予備品

付属品・予備品の整備は、個別仕様書で特に規定した場合を除き原則として整備の対象外とする。

4．2　技術協力

契約相手方は、次に示す場合には、官側に技術等の協力をしなければならない。

(1) 2.5(1)項により納入した部品の不具合等の原因究明、対策案の提出及び処置について、官側から依頼された場合の調査検討の実施。

(2) その他技術的事項について、官側から要求があった場合には資料等の提出又は提示等の協力。

4．3　補給手続

次に示す項目についての補給上の手続きについては監督官の指示を得て実施する。

(1) 車両の受け渡し

車両の受け渡しは航空自衛隊物品管理補給手続第５章（物品管理補給業務一般）により実施し、輸送（搬入、搬出）は官側において実施する。なお、車両の受領に当たり付属品等の員数を確認し車両等員数確認表（様式第５）に記録するものとする。

(2) 官給品

ア 官給品の使用後の処置

個別仕様書で官給と規定され使用した物品は、整備完了後、官給品使用明細書（様式第６）を作成し官側に提出する。

イ 不具合があった場合

契約相手方は官給された、物品等について不具合を発見した場合は、速やかに監督官に報告するものとする。

(3) 交換した旧部品の返納処置

交換した旧部品は、部品等使用明細書（様式第７）を作成し、車両の完成納納入時官側に返納する。

4．4　保証

(1)　物品の搬入後から搬出までの間の一切の保管責任は、契約相手方の責任とする。

(2)　整備期間中における契約相手方の過失、その他により生じた損害は、すべて契約相手方の責任とする。

(3)　修理完成品が納入後次期点検、検査までの間において機能不良、損傷等が発生し、その原因が契約相手方の欠陥に基づくものであると明らかに認められる場合には契約相手方は無償で再修理の責を負う。なお、この判定は甲乙協議のうえ決定する。

4．5　提出書類

契約相手側は、次の書類を提出しなければならない。

(1)　車両作業用紙（様式第 1.2）

(2)　必要部品及び修理要領明細書（様式第３）

(3)　車両等員数確認表（様式第５）

(4)　官給品使用明細書（様式第６）

(5)　部品等使用明細書（様式第７）

4．6　仕様書の疑義

仕様書について疑義のある場合は、監督官又は検査官を通じて、契約担当官に申し出る。

空幕発調達第184号(36. 8. 1)
改正　空幕調達第127号(40. 5.27)
改正　空幕調達第275号(40.11. 8)

優　良　自　動　車　部　品　一　覧　表

別紙

番号	品　　名	特　　定　　銘　　柄	備　　考
1	ファンベルト	三ツ星ゴム　横浜ゴム　東海ゴム　ブリジストンタイヤ　坂東調査ゴム 純正各社　高砂ゴム	
2	スパークプラグ	日本特殊陶業　日立製作所　日本電装　純正各社	
3	ランプ	小糸電気　生井工業　市川製作所　市金製作所　鈴木用品　山口部品 井上科学　大同用品　スタンレー電気　ライフ電球　東芝電気　純正各社	
4	ミラー	同　　上	
5	ライト	小糸電気　生井工業　市川製作所　市金製作所　鈴木用品　白光舎　大同用品 純正各社	
6	ワイパー	朝日製作所　田中計器　三ツ葉電機　マルエス製作所　生井工業　自動車電気 純正各社	
7	ホーン	今仙電気　丸八電気　三ツ葉電気　宮本警報器　日本電装　純正各社	
8	方向指示器	アポロ工業　新日邦　純正各社	
9	ボール ローラベアリング (専用ベアリングを除く)	日本精工　東洋ベアリング　光洋精工　不二越鋼材　東京ベアリング 大阪ベアリング　純正各社	
10	ガラス	旭ガラス　日本坂ガラス　石塚特殊ガラス　藤原工業㈱　㈱藤原工業所 セントラル硝子　純正各社	
11	ライニング (同リベットを含む)	東京石綿　曙ブレーキ工業　日清紡績　朝日石綿　三好石綿　久我石綿 日本アスベスト　日伸製作所　日本ブレーキライニング　純正各社	ふそう　日野　日産ディーゼルを除く
12	フェーシング	東京石綿　曙ブレーキ工業　日清紡績　朝日石綿　三好石綿　久我石綿 日本アスベスト　日伸製作所　純正各社	同　　上
13	エキゾーストパイプ	泰精板鉄工所　宝栄工業　曙機械　神谷プレス　東京シヤリング　純正各社	同　　上
14	マフラー	泰精板鉄工所　宝栄工業　大栄鉄工所　曙機械　神谷プレス　東京シヤリング 市川金属工業　純正各社	同　　上
15	コイル	日本電装　特殊変圧器　日立製作所　阪神変圧器　純正各社	トヨタ　いすゞ　ふそう　日野 日産ディーゼルを除く
16	エレメント	東洋エレメント　東京濾器　土屋製作所　国産機器　日本濾過　日本化工 ピーコックエレメント　山悟工業　星高工業　純正各社	紙製の燃料・オイル・エヤーフィルターのみ、 ただし　いすゞ　V010-13240-001 (陸自番号　G2001-0112-006) ふそう　日野 日産ディーゼルを除く

様式第１（表面）

車両作業用紙（一般車両）

整備作業チェック記号			
✓	良好	S	手入れ
×	要調整	T	締付
××	要取換	C	清掃
×××	要修理	L	給油

車　種		検査の種類	I □ M□ +□
自動車番号		所属部隊	
開始日付		完了日付	

点検項目	記	備考
Ⅰ．かじ取り装置		
1.ハンドルの操作具合		
2.ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ		
3.ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み		
4.ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷		
5.ボール・ジョイント・ダスト・ﾌﾞｰﾂの亀裂、損傷		
6.ステアリング・ナックル連結部のがた		
7.ホイール・アライメント		
8.パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷		
9.パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量		
10.パワー・ステアリング装置の取付けの緩み		
Ⅱ．制動装置		
1.ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板とのすき間		
2.ブレーキのきき具合		
3.パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ		
4.パーキング・ブレーキの効き具合		
5.ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態		
6.リザーバ・タンクの液量		
7.ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷		
8 ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷		
9.ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷		
10.ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク		

前輪	左	前 mm / 後 mm	右	前 mm / 後 mm	後輪	左	前 mm / 後 mm	右	前 mm / 後 mm

11.ブレーキ・チャンバの機能		
12.ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能		
13.ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり		
14.ブレーキ倍力装置の機能		
15.ブレーキ・カムの摩耗		
16.ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間		
17.ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗		
18.ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		
19.バック・プレートの状態		
20.ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間		
21.ブレーキ・パッドの摩耗		

前輪	左	前 mm / 後 mm	右	前 mm / 後 mm	後輪	左	前 mm / 後 mm	右	前 mm / 後 mm

22.ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷		
23.センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み		
24.センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間		
25.センタ・ブレーキのライニングの摩耗		
26.センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		
27.油圧式二重安全ブレーキ機構の機能		
Ⅲ．走行装置		

点検項目	記	備考
1.タイヤの状態		
(1)タイヤの空気圧（スペア・タイヤ含む）		
(2)タイヤの亀裂、損傷		
(3)タイヤの溝の深さ、異常摩耗		
＊タイヤの溝の深さ		

前輪	左	前 mm / 後 mm	右	前 mm / 後 mm	後輪	左	前 mm / 後 mm	右	前 mm / 後 mm

2.ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み		
3.ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷		
4.リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷		
5.フロント・ホイール・ベアリングのがた		
6.リヤ・ホイール・ベアリングのがた		
Ⅳ．緩衝装置		
1.リーフ・スプリングの損傷		
2. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷		
(1)ﾘｰﾌ・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞのUﾎﾞﾙﾄ、ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ・ﾊﾟｯﾄﾞ		
(2)スプリング・ブラケットの取付部		
(3)リーフスプリング・ピンなど連結部		
(4)トルク・ロッド（ラジアス・ロッド）の連結部		
3.コイル・スプリングの損傷		
4.コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷		
(1)サスペンションの各取付ボルト、ナット		
(2)サスペンションの各連結部のがた		
(3)サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷		
5.エア・サスペンションのエア漏れ		
6.エア・サスペンションのベローズの損傷		
7.エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷		
8.エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能		
9.ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷		
Ⅴ．動力伝達装置		
1.クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間		
(1)クラッチ・ペダルの遊び mm		
(2)レリーズ・フォーク先端の遊び mm		
(3)クラッチ・ペダルの床板とのすき間 mm		
2.クラッチの作用		
3.クラッチ液の量		
4.トランスミッション、トランスファのオイル漏れ		
5.トランスミッション、トランスファのオイル量		
6.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み		
7.ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷		
8.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた		
(1)スプライン部の摩耗によるがた		
(2)自在継手部の摩耗によるがた		
9.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタベアリングのがた		
10.デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量		

Ⅵ. 電気装置			5.燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷		
1.スパーク・プラグの状態			6.触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷		
2.点火時期			7.二次空気供給装置の機能		
3.ディストリビュータのキャップの状態			8.排気ガス再循環装置の機能		
4.バッテリのターミナル部の緩みと腐食			9.減速時排気ガス減少装置の機能		
5.電気配線の接続部の緩みと損傷			10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態		
Ⅶ. 原動機			**Ⅸ. 附属装置等**		
1.低速と加速の状態			1.ホーンの作用		
2.排気の状態			2.ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用		
ＣＯ		ＨＣ		黒煙		3.デフロスタの作用		
						4.施錠装置の作用		
						5.エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷		
3.エア・クリーナ・エレメントの状態			6.マフラの機能		
4.エア・クリーナの油の汚れと量			7.エア・タンクの凝水		
5.シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態			8.エア・コンプレッサの機能		
6.エンジン・オイルの漏れ			9.プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		
7.燃料漏れ			10.非常口の扉の機能		
8.ファン・ベルトの緩みと損傷			11.車枠、車体の緩みと損傷		
9.冷却水漏れ			12.連結装置のカプラの機能と損傷		
Ⅷ. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置			13.連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		
1.メターリング・バルブの状態			14.シート・ベルトの状態		
2.ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			15.開扉発車防止装置の機能		
3.燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			16.シャシ各部の給油脂状態		
4.チャコール・キャニスタの詰まりと損傷					

付記又は特記事項

整備員印		検査員印		整備幹部印		整備部隊等の長印	

様式第２（表面）

車両作業用紙（施設、荷役用その他の車両）

整備作業チェック記号			
✓	良好	S	手入れ
×	要調整	T	締付
××	要取換	C	清掃
×××	要修理	L	給油

車種		検査の種類	I □ M□ +□
自動車番号		所属部隊	
開始日付		完了日付	

点検項目	記	備考
Ⅰ．かじ取り装置		
1.ハンドルの操作具合		
2.ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ		
3.ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み		
4.ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷		
5.ボール・ジョイント・ダスト・ﾌﾞｰﾂの亀裂、損傷		
6.ステアリング・ナックル連結部のがた		
7.ホイール・アライメント		
8.パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷		
9.パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量		
10.パワー・ステアリング装置の取付けの緩み		
Ⅱ．制動装置		
1.ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板とのすき間		
2.ブレーキのきき具合		
3.パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ		
4.パーキング・ブレーキの効き具合		
5.ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態		
6.リザーバ・タンクの液量		
7.ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷		
8 ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷		
9.ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷		
10.ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク		

前輪	左	前 mm 後 mm	右	前 mm 後 mm	後輪	左	前 mm 後 mm	右	前 mm 後 mm	

11.ブレーキ・チャンバの機能	
12.ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能	
13.ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり	
14.ブレーキ倍力装置の機能	
15.ブレーキ・カムの摩耗	
16.ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	
17.ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗	
18.ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷	
19.バック・プレートの状態	
20.ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間	
21.ブレーキ・パッドの摩耗	

前輪	左	前 mm 後 mm	右	前 mm 後 mm	後輪	左	前 mm 後 mm	右	前 mm 後 mm	

22.ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷	
23.センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み	
24.センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	
25.センタ・ブレーキのライニングの摩耗	
26.センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷	
27.油圧式二重安全ブレーキ機構の機能	
Ⅲ．走行装置	

点検項目	記	備考
1.タイヤの状態		
(1)タイヤの空気圧（スペア・タイヤ含む）		
(2)タイヤの亀裂、損傷		
(3)タイヤの溝の深さ、異常摩耗		
＊タイヤの溝の深さ		

前輪	左	前 mm 後 mm	右	前 mm 後 mm	後輪	左	前 mm 後 mm	右	前 mm 後 mm	

2.ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み	
3.ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷	
4.リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷	
5.フロント・ホイール・ベアリングのがた	
6.リヤ・ホイール・ベアリングのがた	
Ⅳ．緩衝装置	
1.リーフ・スプリングの損傷	
2.リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷	
(1)ﾘｰﾌ・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞのUﾎﾞﾙﾄ、ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ・ﾊﾟﾝﾄﾞ	
(2)スプリング・ブラケットの取付部	
(3)リーフスプリング・ピンなど連結部	
(4)トルク・ロッド（ラジアス・ロッド）の連結部	
3.コイル・スプリングの損傷	
4.コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷	
(1)サスペンションの各取付ボルト、ナット	
(2)サスペンションの各連結部のがた	
(3)サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷	
5.エア・サスペンションのエア漏れ	
6.エア・サスペンションのベローズの損傷	
7.エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷	
8.エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能	
9.ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷	
Ⅴ．動力伝達装置	
1.クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間	
(1)クラッチ・ペダルの遊び mm	
(2)レリーズ・フォーク先端の遊び mm	
(3)クラッチ・ペダルの床板とのすき間 mm	
2.クラッチの作用	
3.クラッチ液の量	
4.トランスミッション、トランスファのオイル漏れ	
5.トランスミッション、トランスファのオイル量	
6.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み	
7.ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷	
8.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた	
(1)スプライン部の摩耗によるがた	
(2)自在継手部の摩耗によるがた	
9.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタベアリングのがた	
10.デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量	

Ⅵ. 電気装置			11.車枠、車体の緩みと損傷		
1.スパーク・プラグの状態			12.連結装置のカプラの機能と損傷		
2.点火時期			13.連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		
3.ディストリビュータのキャップの状態			14.シート・ベルトの状態		
4.バッテリのターミナル部の緩みと腐食			15.開扉発車防止装置の機能		
5.電気配線の接続部の緩みと損傷			62.シャシ各部の給油脂状態		
Ⅶ. 原動機			**Ⅹ. 施設、荷役、その他の車両**		
1.低速と加速の状態			1. キャリッジ		
2.排気の状態			2. 操作レバー － リフト、チルト		
ＣＯ ／ ＨＣ ／ 黒煙			3. チェン － リフト、ドライブ		
			4. ケーブル － ウインチ、ホイスト		
			5. シリンダ － リフト、チルト		
3.エア・クリーナ・エレメントの状態			6. 油圧ポンプ		
4.エア・クリーナの油の汚れと量			7. 一般漏えい － 油、水、チルト		
5.シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態			8. 旋回機構		
6.エンジン・オイルの漏れ			9. マスト本体、ブーム		
7.燃料漏れ			10. 安全クラッチ、減速機構		
8.ファン・ベルトの緩みと損傷			11. ドラム		
9.冷却水漏れ			12. 昇降機構		
Ⅷ. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置			13. コンミュテータ、ブラシ		
1.メターリング・バルブの状態			14. コントローラ		
2.ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			15. パワー・テーク・オフ		
3.燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			16. 索導器		
4.チャコール・キャニスタの詰まりと損傷			17. クレーン・アタッチメント		
5.燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷			18. キャタピラ		
6.触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷			19. 排土板、スクレーパ		
7.二次空気供給装置の機能			20. フイフス・ホイール		
8.排気ガス再循環装置の機能			21. 補助脚		
9.減速時排気ガス減少装置の機能			22. キング・ピン一摩耗、破損、カップラ結合個所		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			**XI. かく座機収容器材**		
Ⅸ. 附属装置等			1. 操向装置		
1.ホーンの作用			2. 操向アライメント		
2.ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用			3. クレーン・エンジン		
3.デフロスタの作用			4. クレーン電気系統		
4.施錠装置の作用			5. 補助脚		
5.エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷			6. 通話装置		
6.マフラの機能					
7.エア・タンクの凝水					
8.エア・コンプレッサの機能					
9.プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能					
10.非常口の扉の機能					

付記又は特記事項

整備員印		検査員印		整備幹部印		整備部隊等の長印	

様式第３

必要部品及び修理要領明細書	契約相手方（住所・氏名）		項
			／

契約番号		契約品名　車種		車番		監督官印	印

一連番号	作業内容（作業項目）及び部品名	部品番号	単位	数量	作業点数 M/H	単価	金額	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								

様式第４

監督実施記録

車　　種		整備の種類	
車　　番		所属部隊	
開始日付		完了日付	
１．指示事項等 ２．監督等の方法及び場所			
監督官等氏名		補助者等氏名	

監督実施記録

車　　種		整備の種類	
車　　番		所属部隊	
開始日付		完了日付	
１．指示事項等 ２．監督等の方法及び場所			
監督官等氏名		補助者等氏名	

監督実施記録

車　　種		整備の種類	
車　　番		所属部隊	
開始日付		完了日付	
１．指示事項等 ２．監督等の方法及び場所			
監督官等氏名		補助者等氏名	

監督実施記録

車　　種		整備の種類	
車　　番		所属部隊	
開始日付		完了日付	
１．指示事項等 ２．監督等の方法及び場所			
監督官等氏名		補助者等氏名	

様式第5

車両等員数確認表

車種		品名	車検証	エンジンキー	消火器	発煙筒	スペアータイヤ	重量税
車番								
検査実施者	印	確認年月日						
監督官	印	確認年月日						

車両等員数確認表

車種		品名	車検証	エンジンキー	消火器	発煙筒	スペアータイヤ	重量税
車番								
検査実施者	印	確認年月日						
監督官	印	確認年月日						

車両等員数確認表

車種		品名	車検証	エンジンキー	消火器	発煙筒	スペアータイヤ	重量税
車番								
検査実施者	印	確認年月日						
監督官	印	確認年月日						

車両等員数確認表

車種		品名	車検証	エンジンキー	消火器	発煙筒	スペアータイヤ	重量税
車番								
検査実施者	印	確認年月日						
監督官	印	確認年月日						

官給品使用明細書	提出会社		監督官等 確認印	提出番号		項	
	作成者						

調達要求番号		契約品名	明細書作成対象品名・数量
契約番号（年月日）			

項目番号	物品番号	部品番号	品名	単位	交付数量	使用数量	残数量	備考

様式第6

様式第７

部品等使用明細書	契約相手方（住所・氏名）		項 ／
契約品名		車番	
調達番号		監督官確認年月日	監督官印 印

一連番号	品名	物品番号又は部品番号	単位	数量	単価	金額	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							

別冊

車両等検査要領

航空自衛隊輪島分屯基地

一般車両検査手順

一般車両並びに消防車両、給油車両、施設、荷役、その他の車両等において一般車両と共通部分についての定期検査手順は、次に述べる整備手順表を基準として実施する。

点検箇所	点検項目	検査時期 FI	検査時期 FM	点検の実施方法
Iかじ取り装置	1．ハンドルの操作具合		○	次の点検を実施する。 (1) 一定車速で平坦な路面を直進中、ハンドルが振れることがないか、また、左右に取られることがないか。 (2) 走行中にハンドルを操作したとき、操作が異常に重くないか、また、戻りがよいか。 (3) ハンドルを上下、左右、軸方向に動かしたときにがたがないか、また、ハンドルを直進位置から左右に回したときの遊びの量が適当であるか。
	2．ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ		○	リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックス各部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。
	3．ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み		○	リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックスとフレームとの取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	4．ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類について、可動部を操舵力の伝わる方向に手で揺するなどして、次の点検を実施する。 (1) 連結部にがたがないか。 (2) 取付部に緩みがないか。 (3) 曲がりや損傷がないか。 (4) 割ピンが欠損していないか。
	5．ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類のボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	6．ステアリング・ナックルの連結部のがた	○	○	リフト・アップなどの状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏ませ、タイヤに手を掛けて動かし、キング・ピン又はボール・ジョイントにがたがないかを点検する。
	7．ホイール・アライメント		○	ホイール・アライメント・テスタ(又は、キャンバ・キャスタ・キングピン・ゲージ、ターニング・ラジアス・ゲージ、トーイン・ゲージ)を用いて、キャンバ、キャスタ、トーイン(及びキング・ピンの傾斜角度)が規定の範囲にあるかを点検する。(タイヤの異状摩耗、ハンドルの振れ、車体の傾きなどの異状が認められない場合は、サイド・スリップ・テスタにより点検してもよい。)
	8．パワー・ステアリングのベルトの緩みと損傷	○	○	(1) 定められたプーリ間のベルト中央部を手(10kgf)で押したとき、たわみ量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 (2) ベルト全周にわたって著しい摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。
	9．パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ギヤ・ボックス、オイル・ポンプ、ホース、パイプ、接続部などからのオイル漏れがないか。 イ ホースの劣化によるふくらみや損傷、亀裂などがないか。 (2) エンジン稼働状態でハンドル操作を行い、油温を上げた後リザーバ・タンクのオイル量を点検する。(車両によっては、冷間時エンジン停止状態で点検する車両もあるので注意)
	10．パワー・ステアリング装置の取付けの緩み		○	リフト・アップの状態で、スパナなどにより、次の点検を実施する。 (1) オイル・ポンプ及びギヤ・ボックスの取付部に緩みがないか。 (2) ホース及びパイプの接続部に緩みがないか。

点検箇所	点検項目	検査時期 FI	検査時期 FM	点検の実施方法
Ⅱ 制動装置	1．ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間	○	○	エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。また、踏みごたえから、エアの混入がないかを点検する。
	2．ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した路面を走行してブレーキ・ペダルを踏み込んだとき、踏力に応じた制動力が得られ、進行方向にまっすぐに止まることができるかを点検する。 (2) ブレーキ・テスタで点検する場合は、左右前後輪の制動力の総和及び左右差が規定値にあるかを点検する。
	3．パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	○	○	(1) パーキング・ブレーキ・レバー(ペダル)を規定の力で操作したとき、引きしろ(踏みしろ)が、規定のノッチ数(ラチェットがかみ込む音で確認)の範囲にあるか、また、開放時に走行位置に保持されるかを点検する。 (2) ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態で、レバーを駐車位置まで引いたとき、引っかかりなどの異状がなく、空気の排出音が聞こえること。また、駐車位置及び走行位置にそれぞれレバーが保持されるかを点検する。
	4．パーキング・ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した急坂(5分の1(20%)勾配)の路面で、停止状態が保持できるかを点検する。 (2) ブレーキ・テスタで点検する場合は、制動力が規定値以上あるかを点検する。ただし、ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態にして、レバーを駐車位置（またはテストポジション)まで引き点検する。
	5．ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ホース、パイプ、接続部に液漏れや損傷がないかを目視などにより点検する。 イ 走行中の振動やハンドル操作などによりパイプ、ホースが車体その他の部分と接触のおそれがないかを目視などにより点検する。 ウ ホースに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。 エ 接続部、クランプに緩みなどがないかをスパナなどにより点検する。 (2) エア・ブレーキにあっては、リフト・アップなどの状態で、ホース、パイプの接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。又は、エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。
	6．リザーバ・タンクの液量	○	○	(1) リザーバ・タンクの液量が規定の範囲(MAX～MINなど)にあるかを点検する。 (2) リザーバ・タンク周辺から液漏れがないかを目視などにより点検する。また、通気孔のある場合には、通気孔の詰まりを目視などにより点検する。
	7．ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷		○	マスタ・シリンダに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	8．ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ホイール・シリンダ(シリンダ・ブーツ内を含む。)に損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	9．ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・キャリパに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	10．ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク	○	○	規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期 FI	検査時期 FM	点検の実施方法
	11．ブレーキ・チャンバの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、チャンバのクランプ回りに石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ペダルを戻したときのチャンバ・ロッドの戻りに異状がないかを目視などにより点検する
	12．ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブからエア漏れがないかを音により点検する。また、ペダルを戻したとき、各バルブからのエアの排出に異状がないかを音により点検する。 (2) ブレーキ・バルブにあっては、エアの吐出側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、圧力計がエア・タンク内の圧力と同じ圧力であるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、バルブ・スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。 (3) リレー・バルブにあっては、入口側と出口側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏み込ませ、入口側と出口側の圧力差が規定の範囲にあるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。
	13．ブレーキ倍力装置のエアー・クリーナの詰まり		○	分離型真空倍力式にあっては、エレメントを取り出し、汚れによる詰まり、損傷がないかを目視などにより点検する。
	14．ブレーキ倍力装置の機能		○	(1) エンジン停止状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏むなどして真空圧又は空気圧を大気圧にしてから、次にブレーキ・ペダルを強く踏み込んだままエンジンを始動し、真空圧又は空気圧が規定値に達したとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間が減少するかを点検する。 (2) エンジンを停止させ、真空圧又は空気圧が大気圧になるまでブレーキ・ペダルを普通に踏み込んだとき、1回目より2回目、3回目と踏み込むにしたがってブレーキ・ペダルと床板とのすき間が増大するかを点検する。 (3) 必要がある場合には次の点検を実施する。 ア 油圧計などのテスタを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが、規定の範囲にあるかを点検する。 イ 真空計又は圧力計などのテスタを使用して、圧力の低下などが範囲にあるかを点検する。 ウ 真空計又は圧力計などのテスタを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検する。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カップなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検する。
	15．ブレーキ・カムの摩耗		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、カムに摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	16．ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	(1) 自動調整方式 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、タイヤを手で回したとき、引きずりがないかを点検する。 (2) 手動調整方式 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシックネス・ゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスタにより、すき間を点検する。（ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。）

点検箇所	点検項目	検査時期 FI	検査時期 FM	点検の実施方法
	17．ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗	○	○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、次の点検を実施する。 (1) ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。 (2) ライニングの厚みをスケールなどにより点検する。 (3) リベット、ボルトに緩みがないかを点検する。
	18．ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、亀裂、損傷などがないかを目視などにより点検する。(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	19．バック・プレートの状態		○	(1) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットに損傷や亀裂、変形がないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	20．ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、タイヤを手で回したとき異状な引きずりがないかを点検する。
	21．ブレーキ・パッドの摩耗	○	○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外しキャリパ・ボディ ーの点検孔から、パッドの厚みを点検する。また、必要に応じてスケールなどにより点検する。
	22．ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・ロータに異状な摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	23．センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み	○	○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	24．センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、パーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものは、シックネス・ゲージにより、また、点検孔のないものは、アジャスタにより、すき間を点検する。
	25．センタ・ブレーキのライニングの摩耗		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	26．センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、損傷などがないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	27．油圧式二重安全ブレーキ機構(セフティ・シリンダ式)の機能		○	フロント・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態とリヤ・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態それぞれにおいて、ブレーキ・ペダルを反復して踏み込んだとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間があるかを点検する。
Ⅲ 走行装置	1．タイヤの状態	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検する。スペア・タイヤについても点検する。 (2) タイヤの全周にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないか、また、偏摩耗などの異状な摩耗がないかを目視などにより点検する。 (3) タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケータ(スリップ・サイン)の表示により点検するか、又は、タイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをディプス・ゲージなどにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期 FI	検査時期 FM	点検の実施方法
	2．ホイール･ナットとホイール・ボルトの緩み	○	○	(1) ホイール･ナット、ボルトに緩みがないかをホイール･ナット･レンチなどにより点検する。 (2) 大型車両にあっては次の点検を実施する ア ＪＩＳ方式のシングル・タイヤ及びＩＳＯ方式のタイヤの場合は、トルク・レンチを用いるなどによりホイール・ナットを規定トルクでしめつける。 イ ＪＩＳ方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数（１個おき）のアウター・ナットをゆるめて、インナー・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。 次に、緩めたアウター・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウター・ナット及びインナー・ナットについても同様の処置を講じる。 (3) リヤ･シャフトの支持方式が全浮動式のものにあっては、アクスル･シャフトの取付けナット及びボルトに緩みがないかを点検する。
	3．ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷 （車両総重量８ｔ以上の大型車において行う点検）		○	(1) リフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外し、次の点検を実施する。 ア ホイール・ボルト及びホイール・ナットについて、亀裂や損傷がないか、ボルトに伸びはないか、著しいさびの発生はないか等を目視などにより点検する。 また、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状がないかを目視などにより点検する。 イ ディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがないかを目視などにより点検する。また、ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。 (2) ディスク・ホイールを取付ける際に次の点検を実施する。 ア 関係部品の清掃について、ディスク・ホイールのハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面、ホイール・ナットの当たり面、ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除く。 イ ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑について、ＪＩＳ方式の場合は、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布する。ＩＳＯ方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間にのみ規定の油類を塗布する。（潤滑について自動車製作者の指示がある場合は、その指示する方法で行うこと。） ウ ホイール・ナットの締付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある２つのホイール・ナットを交互に、かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める方法に則り行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。この場合、なるべく奥まで手で回して入れ、円滑に回ることを確認し、ひっかかり等異状がある場合にはホイール・ボルト等を交換する。 エ インパクト・レンチで締め付ける場合は、締付時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い、最終的な締付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。 (3) ＪＩＳ方式のダブル・タイヤの場合は、始めにインナー・ナットについて、上記のリフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外して行う点検及びディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検を行った後、アウター・ナットについて、インナー・ナットと同様に点検を行う。

点検箇所	点検項目	検査時期 FI	検査時期 FM	点検の実施方法
				(4) ディスク・ホイールの取付け後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後（一般的に５０～１００ｋｍ走行後が最も望ましい。）、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み（３月ごとの点検項目）に示す方法によりホイール・ナットを締め付る。
	4．リム、サイド･リング、ホイール･ディスクの損傷		○	リム、サイド･リング、ホイール･ディスクに損傷、腐食などがないかを目視などにより点検する。また、サイド･リング付きのディスク･ホイールにあっては、合い口のすき間についても規定値内であるかを点検する
	5．フロント・ホイール･ベアリングのがた	○	○	リフト･アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ･ペダルを踏んで再度点検し、ホイール･ベアリングのがたであるかどうかを点検する。(ブレーキ･ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどのがたではなくホイール･ベアリングのがたとなる。) (2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。 (3) 必要がある場合には、フロント･ホイール･ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの浸入がないかを点検する。
	6．リヤ・ホイール･ベアリングのがた		○	リフト･アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ･ペダルを踏んで再度点検し、ホイール･ベアリングのがたであるかどうかを点検する。(ブレーキ･ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどのがたではなくホイール･ベアリングのがたとなる。) (2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。 (3) 必要がある場合には、フロント･ホイール･ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの浸入がないかを点検する。
Ⅳ緩衝装置	1．リーフ･スプリングの損傷	○	○	リフト･アップなどの状態で、リーフ･スプリングに折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。
	2．リーフ･サスペンション取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	リフト･アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) リーフ･スプリングのＵボルト、スプリング･バンドなどに緩みや損傷がないかをスパナなどにより点検する。 (2) スプリング･ブラケットの取付部に緩みや損傷がないかを点検ハンマなどにより点検する。 (3) リーフ･スプリングのピンなどで連結されている部分を点検ハンマや手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (4) 後二軸のトラニオン式などにあっては、トルク･ロッド(ラジアス･ロッド)の連結部にがたがないかを点検ハンマなどにより点検する。
	3．コイル･スプリングの損傷		○	リフト･アップなどの状態で、コイル･スプリングの折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。
	4．コイル･サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	リフト･アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) サスペンションの各取付ボルトやナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) サスペンションの各連結部を手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (3) サスペンション各部に損傷がないか、また、ボール･ジョイントのダスト･ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	5．エア・サスペンションのエア漏れ	○	○	(1) エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状

点検箇所	点検項目	検査時期 FI	検査時期 FM	点検の実施方法
				態からエア漏れがないかを点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、ベローズ、レベリング・バルブ及びパイプの接続部などに石けん水などを塗って、エア漏れがないかを点検する。
	6．エア・サスペンションのベローズの損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、ベローズに損傷がないかを目視などにより点検する。
	7．エア・サスペンションの取付部、連結部の緩み及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) ラジアス・ロッド、スタビライザ、リンケージなどの取付部と連結部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 取付部と連結部に損傷がないかを目視などにより点検する。
	8．エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能		○	車両を水平な場所に置き、エア・タンク内圧力が規定の範囲にあることを確認した後、フロント、リヤのベローズの高さが規定の範囲にあることをスケールなどにより点検する。 （規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。）
	9．ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ショック・アブソーバに油漏れ及び損傷がないか。 (2) 取付部に損傷がないか。
V 動力伝達装置	1．クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れた ときの床板とのすき間	○	○	(1) クラッチ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。このとき、マスタ・シリンダと一体型の倍力装置付きのクラッチにあっては、エンジンを停止しクラッチ・ペダルを数回踏み込んで、タンク内圧力を大気圧にして点検する。 (2) レリーズ・フォーク先端を手で動かし、レリーズ・フォーク先端の遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。（無調整式レリーズ・シリンダの場合は、点検は不要。） (3) アイドリング状態でパーキング・ブレーキを確実に作動させ、さらに、ブレーキ・ペダルを踏んだ状態で1速にシフトしてクラッチ・ペダルを徐々に離し、クラッチがつながる直前のクラッチ・ペダルと床板とのすき間 （又は、床いっぱいまでクラッチ・ペダルを踏み込んだ位置からのすき間）が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。
	2．クラッチの作用	○	○	(1) アイドリング状態でクラッチ・ペダルを踏み込んだとき、異音がなく、異常に重くないかを点検する。また、1速又は後退（リバース）への変速操作がスムーズにできるかを点検する。 (2) クラッチ・ペダルを徐々に離し発進したとき、滑りがなく、接続がスムーズであるかを点検する。
	3．クラッチ液の量	○	○	リザーバ・タンクの液量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	4．トランスミッション、トランスファのオイル漏れ	○	○	(1) M/T 車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺（ケースの合わせ目）やオイル・シール部からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) A/T 車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺（ケースの合わせ目）やオイル・シール部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。また、オイル・クーラ・ホースに亀裂や損傷がないかを点検する。
	5．トランスミッション、トランスファのオイル量	○	○	(1) M/T 車は、リフト・アップなどにより車体が水平の状態で、トランスミッション及びトランスファのフィラ・プラグを取外し、プラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
				点検する。(オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。) (2) A/T 車は、水平な場所に車両を止め、パーキング・ブレーキを確実に作動させてエンジンを暖機し、アイドリング状態で、ブレーキ・ペダルを踏み込んだ状態でシフト・レバーをゆっくり各レンジにシフトした後 P レンジ(車両等によっては、N レンジ)に戻す。そして、レベル・ゲージによりオイル量を点検する。また、レンジ操作の際、シフト・レバーに異状な重さやがたがなく、ポジション・インジケータの表示と一致しているかを点検する。
	6．プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフトのジョイント・フランジ・ヨーク取付ボルト、ナット、センタ・ベアリング・ブラケット取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、ドライブ・シャフトの取付ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	7．ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ユニバーサル・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを 目視などにより点検する。また、ブーツからのグリース漏れやブーツ・クランプの緩みがないかを目視などにより点検する。
	8．プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた		○	リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトを手で動かし、次の点検を実施する。 (1) 回転方向に動かすことで、主にスプライン部の摩耗などによるがたがないかを点検する。 (2) 上下、左右に動かすことで、主に自在継手部の摩耗などによるがたがないかを点検する。
	9．プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ベアリング付近のシャフトを手で上下、左右方向に動かし、がたがないかを点検する。
	10．デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、デファレンシャル周辺からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、フィラ・プラグを取り外してプラグ穴に指を入れるなどしてオイル量 を点検する。(オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。)
Ⅵ 電気装置	1． スパーク・プラグの状態	○	○	スパーク・プラグ(白金プラグ及びイリジウム・プラグを除く。)を取り外し、次の点検を実施する。 (1) 電極に汚れや損傷、摩耗がないか、また、絶縁碍子に焼損がないかを目視などにより点検する。 (2) 中心電極と接地電極とのすき間 (プラグ・ギャップ) が規定の範囲にあるかをプラグ・ギャップゲージなどにより点検する。
	2．点火時期	○	○	エンジン暖機後、規定のアイドリング回転数で、タイミング・ライトなどを用いて、点火時期が適切であるかをクランク・プーリなどの合わせマークを見て点検する。
	3．ディストリビュータのキャップの状態		○	ディストリビュータのキャップを取り外し、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) キャップ、ロータの汚れがないか。 (2) ハイテンション・コードの差込部に緩みや錆などがないか。 (3) キャップ内側各端子(セグメント)に焼損や錆がないか。 (4) キャップの合わせ面がほこりなどで汚れていないか。 (5) センタ・ピースに損傷や摩耗がないか、また、スプリングにへたりなどがないか。
	4．バッテリのターミナル部の緩みと腐食	○	○	ターミナル部が、緩みや腐食により接続状態が不良でないかを点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
	5．電気配線の接続部の緩みと損傷	○	○	(1) エンジン・ルーム内の電気配線について、次の点検を実施する。 ア 接続部に緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 イ 電気配線に損傷がないか、また、クランプに緩みがないかを目視などにより点検する。 ウ 電気配線が他部品と干渉するおそれがないかを点検する。 (2) 必要に応じ、シャシ各部の電気配線についても点検する。
Ⅶ 原動機	1．低速と加速の状態	○	○	(1) エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検する。また、回転計を用いて点検する場合は、アイドリング時の回転数が規定の範囲にあるかを点検する。 (2) エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検する。
	2．排気の状態	○	○	(1) ガソリン車及びLPG車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、回転計を用いてアイドリング回転数が規定の範囲にあるかを確認した後、排気ガスの色が白煙や黒煙でないかを目視により点検する。また、アイドリング時のCO(一酸化炭素)及びHC(炭化水素)の排出濃度をCO・HCテスタにより点検する。 (2) ジーゼル車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、異状な黒煙を排出していないかを目視などにより点検する。
	3．エア・クリーナ・エレメントの状態	○	○	エレメントを取り外し、汚れ、詰まり、損傷などがないかを目視などにより点検する。
	4．エア・クリーナの油の汚れと量	○	○	エア・クリーナのケースを取り外し、オイルの汚れ具合を目視などにより点検する。また、オイルの量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	5．シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態		○	シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付部に緩みがないかをトルク・レンチなどにより点検する。(塑性域締め(角度締め)方式の場合には、この点検は不要。)
	6．エンジン・オイルの漏れ	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) シリンダ・ヘッド・カバー、オイル・パン、ドレーン・プラグなどからオイル漏れがないか。 (2) オイル・クーラ・ホースなどに劣化によるふくらみや亀裂損傷がないか。
	7．燃料漏れ	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレータ、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどから燃料漏れがないか。 (2) フューエル・ホース、パイプに亀裂や損傷がないか。 (3) 各ホース、パイプのクランプの取付けに緩みがないか。 (4) クランプのゴム等の劣化によりホース及びパイプの固定に異常がないか。
	8．ファン・ベルトの緩みと損傷	○	○	(1) 定められたプーリ間のベルト中央部を手(約10kg)で押したときのたわみ量が、規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。又は、ベルト・テンション・ゲージ(張力計)を用いてベルトの張力が規定値内にあるかを点検する。 (2) ベルト全周にわたっての内側や側面に、摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期 FI	検査時期 FM	点検の実施方法
	9．冷却水漏れ		○	(1) アイドリング状態か、又はラジエータ・キャップ・テスタで加圧した状態で、ラジエータ、ウォータ・ポンプ、ラジエータ・ホース、ヒータ・ホースなどから水漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ラジエータ・ホースやヒータ・ホースに劣化や損傷がないか、また、ホースのクランプに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
Ⅷ ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	1．メターリング・バルブの状態		○	エンジンを作動させ、アイドリング状態でメターリング・バルブのインテーク・マニホールド側のホースをつまんだり放したりしたとき、バルブの作動音(カチカチ音)が発生するかを点検する。又は、メターリング・バルブの片側から通気し、反対側から通気しないことを点検する。
	2．ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷		○	目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ホース、パイプなどの配管に劣化や損傷がないか。 (2) クランプの取付状態に異状がないか。
	3．燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷		○	ホース、パイプなどに損傷などがないかを目視などにより点検する。
	4．チャコール・キャニスタの詰まりと損傷		○	(1) チャコール・キャニスタのフューエル・タンク側のホースを取り外しエアを送り、詰まりがないかを点検する。 (2) パージ・コントロール・バルブのフューエル・タンクからきているホース側を強く吹いたとき通気し、キャブレータからきているホース側を強く吹いたとき通気しないこと、また、大気開放側から強く吹いたとき通気することを点検する。 (3) チャコール・キャニスタ本体に損傷がないかを目視などにより点検する。
	5．燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷		○	チェック・バルブを取り外すなどして、チェック・バルブの両側から交互にエアを送り、通気状態に差があるかを手を当てるなどして点検する。
	6．触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) 触媒などの排出ガス減少装置本体の取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 触媒本体に損傷がないかを目視などにより点検する。(遮熱板に変形や損傷がなければ、この点検を省略することができる。) (3) 排気温度警告装置の配線の取付けに異状がないかを目視などにより点検する。
	7．二次空気供給装置の機能		○	二次空気供給装置用フィルタの詰まりや損傷を点検する。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	8．排気ガス再循環装置の機能		○	エンジン暖機状態で、ＥＧＲコントロール・バルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状況を確認する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	9．減速時排気ガス減少装置の機能		○	ダッシュ・ポットのロッドを指で押したとき抵抗感があり、指を離したとき瞬時に戻ることを確認することにより点検する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	１０．一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態		○	ホース及びパイプに損傷、外れなどがないかを目視などにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
Ⅸ 付属装置等	1．警音器（ホーン）の作用		○	ホーンの音量及び音質を聴くことなどにより点検する。
	2．窓拭器（ワイパー）及び洗浄液噴射装置（ウィンド・ウォッシャ）の作用		○	次の点検を実施する。 (1) ウィンド・ウォッシャ液の量が適当か。 (2) ウィンド・ウォッシャ液の噴射の向き及び高さが適当か。 (3) ワイパーの低速及び高速の各作動が不良でないか。 (4) ワイパーの払拭状態が不良でないか。
	3．デフロスタの作用		○	デフロスタを作動させ、吹き出し口（サイドを含む。）からの空気の吹き出しや風量の切り換えに異状がないかを手を当てて点検する。
	4．施錠装置（ステアリング・ロック）の作用		○	エンジン・キーを抜いたときステアリング・ロックが確実に作用するかを点検する。
	5．エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) エキゾースト・パイプ及びマフラの取付部、接続部に緩みがないかを手で揺するなどして点検する。 (2) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板の取付ボルト、ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) ラバー・ハンガーの劣化や損傷、取付状態を点検する。 (4) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板に損傷や腐食がないかを点検する。 (5) エキゾースト・パイプ及びマフラが他の部分との接触のおそれがないかを点検する。 (6) エンジンを始動し、接続部などより排気ガスが漏れていないかを点検する。
	6．マフラの機能		○	エンジンを始動し、回転数を変化させ、排気音に異状がないかを聴くことなどにより点検する。
	7．エア・タンクの凝水	○	○	エア・タンクのドレン・コックを開き、タンクに水がたまっていないかを点検する。
	8．エア・コンプレッサの機能		○	エア・タンクのエアを排出した後、エンジンを始動させ、アイドリング状態で、タンク内圧が規定値になるまでの所要時間を調べることにより点検する。
	9．プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		○	エンジン運転状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏み、タンク内圧力が下限規定値に低下したときに、自動的にエア・コンプレッサが働き、上限規定値で自動的に停止するかを点検する。
	10．非常口の扉の機能	○	○	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるかを点検する。また、開いたときに警報装置が作動するかを点検する。
	11．車枠（フレーム）、車体（ボディー）の緩みと損傷	○	○	(1) 乗用車等は次の点検を実施する。 ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム、クロス・メンバなどに損傷などがないかを目視などにより点検する。 イ ドア、エンジン・フード、トランク・リッドなどの各ヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 (2) 貨物車等は次の点検を実施する。 ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、サイド・メンバ、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム各部に損傷などがないかを目視などにより点検する。 イ チルト式キャブにあっては、キャブ・チルト・ロック装置、ヒンジなどの各部に緩みや損傷ないかを目視などにより点検する。また、機能に異状がないかを点検する。 ウ 物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などの取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などに損傷などがないかを目視などにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
				エ　ドア、エンジン・フード、バック・ドアなどのヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。また、損傷がないかを目視などにより点検する。
	１２．連結装置のカプラの機能と損傷		○	(1)　平坦な場所で、トレーラなどとの連結及び切離しがスムーズに行えるかを点検する。 (2)　カプラの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3)　カプラ・ジョー、ジョー・ピン、シャフト及び軸受部に摩耗や損傷、がたがないかを目視などにより点検する。また、ラバー式カプラの場合には、ラバーに損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。 (4)　カプラ・サドル(ベース)の上面に損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。
	１３．連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		○	ピントル・フフックとルネット・アイに損傷がないかを目視などにより点検する。また、取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	１４．座席ベルト(シート・ベルト)の状態		○	シート・ベルトに損傷がないかを目視などにより点検する。また、バックルを操作してかみ具合に 異状がないかを点検する。
	１５．開扉発車防止装置の機能		○	乗降口の扉を開いたとき、運転席の警報装置が作動するか、また、扉を閉じた後でなければ発車しないかを点検する。
	１６．シャシ各部の給油脂状態	○	○	(1)　シャシ各部の給油脂の状態が十分であるかを目視などにより点検する。 (2)　給油脂部のダスト・ブーツの破損、グリース・ニップルの脱落や緩みを点検する。 (3)　自動給脂式のものは、自動給脂装置のスイッチを操作し、パイロット・ランプの点灯により、給脂が十分であるかを目視などにより点検する。

別冊

車両等検査要領

（特殊装置）

航空自衛隊輪島分屯基地

施設、荷役、その他の車両検査手順

施設、荷役、その他の車両の定期検査の手順は一般車両検査手順のほかに次に述べる追加手順表を基準として実施する。

点検箇所	点検項目	検査時期 FI	検査時期 FM	点検の実施方法
X 施設、荷役、その他の車両	1．キャリッジ	○	○	次の点検を実施する (1) 背当て（バックレスト）の安全度を検査する。フォークの曲りを検査し、ロック・ピンが定位置に固着されていることを確かめる。両方のフォークの水平位置は、荷物を水平に取扱えるように同一でなければならない。 (2) ローラー及びシユーの接着、摩耗、き裂及び破損を検査する。キャリッジ及びマスト・アッセンブリの損傷又はアライメントが正しくないかを検査する。すべてのボルト、ナットを締付ける。 (3) シリンダの漏れを点検する。
	2．操作レバー	○	○	次の点検を実施する (1) リンク機構、ペダル及びケーブル全体の作動良好と給油を検査する。 (2) ロッド、ピン、クレビス及びケーブル、ブッシュ又はベアリングの状態、調整が正しいか及び確実に締まっているかを検査する。キーパー、コッター、ピン及びボルトが確実に定位置に固定されていることを確認する。
	3．チェーン	○	○	チェーンの外部状態を点検し、破損過度の摩耗の有無を点検する。
	4．ケーブル	○	○	ケーブルの外部状態を点検し、ドラム等に整然と巻取られていることを確忍する。ケーブルの破損、錆、過度の摩耗、よれ、こぶ及びより線の断線の有無を点検する。
	5．シリンダ	○	○	次の点検を実施する (1) シール、ガスケット、ブーツ、パッキン及び配管の機能良好、取付けの確実及び漏えいを点検する。 (2) ピストン・ロッド、パッキン押えを締める。（ロッドの表面には薄い膜が必要であるから余り締めつけ過ぎてはいけない。）
	6．油圧ポンプ	○	○	往復運動式、遠心式、ダイアフラム式ポンプ、ピストン、インペラ、ダイアフラム及びシャフトの漏れ、アライメント及び過度の摩耗を検査する。
	7．一般漏えい	○	○	次の点検を実施する (1) 原動機以外の水、空気、油系統の漏えいを綿密に点検する。 (2) ローラー・ベアリング、シャフト及びローラーの摩耗を点検する。ローラーは円滑に回転することを確かめる。 (3) ローラーの通路は清浄にして平滑でなければならない。
	8．旋回機構	○	○	次の点検を実施する (1) 作動良好、取付けの確実を点検し、摩耗度は、使用可能程度を超えていないかを確かめる。 (2) 給油の適正を点検する。
	9．マスト本体、ブーム	○	○	全般的状態を点検する。メンバーの破損と安全度、シーブの過度の摩耗あるいはケーブルを損傷するおそれのあるフランジの破損を点検する。ブッシュとピンの過度の摩耗を点検し、ピン、リテーナが確実であることを確認する。ブーム・ケーブルのよれこぶ及びより線のすり切れ又は断線を点検する。ケーブルは切損するおそれがある前に交換する。すべての取付けを確実に締付ける。
	10．安全クラッチ、減速機構	○	○	機能良好、正規の調整、取付けの確実並びに油漏れを点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期 FI	検査時期 FM	点検の実施方法
	11．ドラム	○	○	次の点検を実施する (1) 外部状態を点検、機能良好及びアライメントを点検する。 (2) ドラムのベアリングの過度の摩耗を点検し、シールは良好な状態であることを確認する。
	12．昇降機構	○	○	次の点検を実施する (1) 作動良好、取付けの確実、アライメント及び給油を点検する。ハウジングのシールとガスケットの漏れ及びき裂を点検する。ドラムのブッシュが作動に影響するほど摩耗していないか点検する。ケーブルの錆、過度の摩耗、よれ、こぶ及びより線の断線を点検する。ケーブルはドラムに整然と巻き取られているかを確認する。シーブ、ベアリングと取付けの状態を点検する。 (2) シーブ（つな車）はケーブルをいためつけるほど破損又は摩耗していないかを点検する。
	13．コンミュテータ及びブラシ	○	○	次の点検を実施する (1) コンミュテータ及びブラシの摩耗状態並びに、レギュレータの機能を点検する。 (2) コンミュテータ、ベアリングの摩耗と油止めの漏れを点検する。 (3) オイル及びグリースが過度にないことを点検しよごれがあれば清掃する。
	14．コントローラ	○	○	スイッチ、ギヤ、配線及びサーキット・ブレーカの作動状態の点検、すべての部品が正しく、確実に取付けてあること及び電気的接続が確実であることを点検する。すべての取付ボルトを確実に締めつけること。
	15．パワー・テイク・オフ	○	○	次の点検を実施する (1) 機能良好、正規の調整取付けの確実及び漏れを次の個所について点検する。 (2) プロペラ・シャフト、ユニバーサル・ジョイント、ピロー・ブロック、ドライブ・チェーン、スラック、アジャスタ、コントロール・レバー
	16．索導器（FAIRLEAD）（クレーン全般に適用）	○	○	ブッシュ、ピン、シーブ及びマウンティングの過度の摩耗を点検する。ケーブルの摩耗、より線のすり切れ又は切損並びにフラット・スポットを点検する。
	17．クレーン・アタッチメント	○	○	次の点検を実施する (1) ブームの各軸受部、溶接部及び全般について点検する。割れ、歪、損傷等の有無を点検する。 (2) 各シーブの変形、溝の著しい摩耗及びフランジの偏摩耗等の有無を点検する。 (3) 軸と軸金の摩耗を点検し、間隔が規定以上のときは調整する。
	18．キャタピラ	○	○	次の点検を実施する (1) キャタピラに変形、き裂等が入っていないか点検する。センター・ガイドの摩耗による破損はどうか。 (2) リベットのゆるみはないかを調べ、過度の摩耗及び破損が有れば交換する。 (3) 連結チェーンのマスター・ピンが確実に締まっているかを点検する。破損又は過度に曲ったトラック・シールは交換する。
	19．排土板及びスクレーパ	○	○	排土板、サークル・ピン、キング・ピン、ピボット・ソケット及びホールの過度の摩耗と全般的状態を点検する。取付ボルトのゆるみ点検、スクレーパに変形及び破損はないか、過度の摩耗又はき裂の有無を点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期 FI	検査時期 FM	点検の実施方法
	20．フィフス・ホイール	○	○	次の点検を実施する (1) 締付け、取付けが正常な状態にあり、ゆるみ、破損等がなく作動が良好であるか点検する。 (2) 給油の状態を検査する。キング・ピン・ロックは正しく作動するか、キング・ピンに過度の摩耗はないかを点検する。
	21．補助脚	○	○	次の点検を実施する (1) 補助脚を手動しその作動状態を点検する。 (2) 各締付部、取付部が正常であるか、破損がないか点検する。
	22．キング・ピン	○	○	キング・ピンは正常な状態にあるか、摩耗破損等の欠陥がないか作動状態が良好か、カップラとの結合個所は完全であるか点検する。
XI かく座機収容器材	1．操向装置	○ ○	○ ○ ○	次の点検を実施する (1) 油圧シリンダの取付部のがた、損傷、シリンダ、ホース、油漏れについて点検する。 (2) フィードバック用ポテンション・メーターのリンクがたを点検する。 (3) ポテンション・メーターの絶縁抵抗の測定（10MΩ以上）
	2．操向アライメント	○	○	ホイール・アライメントの狂いがないか点検する。旋回軸受けケガキ線±1°以内とする。
	3．クレーン・エンジン（始動・異音・馬力・アイドリング・加速）	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	次の点検を実施する (1) 各取付け部及び締付けが正常な状態にあるか点検する。 (2) エンジンを始動し、そのかかり具合、アクセル・レバーの作動が良好か点検する。 (3) 低速または、高速回転時に異音が聞こえないか、排気色は正常か点検する。 (4) エンジン・オイルを点検し、その粘度が季節に適応しているか、あるいは給油後の運転時間が給油間隔基準を超過している場合は交換する。 (5) 技術指令書にしたがって、燃料ポンプの圧力試験を行う。燃料ポンプまたは、燃料濾過器、配管のスクリーン、沈殿物、フィルタ、エレメントの清掃または、交換を行う。 (6) オイル・ポンプの作動状況を点検し、フィルタ配管のよごれを除去する。 (7) 技術指令書にしたがって、エア・クリーナの清掃、手入れをするとともに、必要に応じてエレメントを交換する。 (8) ファンがゆるんでいないか、プーリー及びファンの取付け状態は良好か、ファン・ベルトの張りは適当か、摩耗または、損傷していないか点検する。 (9) 不凍液の比重を測定し、指定された比重にするとともに記録する。 (10) 各シリンダの圧力検査を行い、圧縮圧力不足の場合はその原因を探求する。 (11) 噴射ノズルを取外し、よごれ、損傷の有無を点検するとともに、噴射圧、噴霧状態、油密が良好か点検する。 (12) 噴射時期及びガバナーの機能を点検する。 (13) 燃料噴射ポンプ各部の取付け及び機能を点検する。 (14) 技術指令書で1年毎に実施を要求されている項目について点検及び交換を行う。
	4．クレーン電気系統	○	○	次の点検を実施する (1) 各ライト類は正常な状態で作動するか点検する。 (2) 操作室内の各計器及び配線等の状態が正常な状態で作動が良好であるか点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
	5．補助脚	○	○	次の点検を実施する （注）1　補助脚の伸張は必ず走行高さで行う。 2　補助脚は、補助脚コントロール・レバーだけでは操作できない。クレーン操縦室内のバルブ・レバーも操作する。 (1)　取付け部のボルトの緩みはないか、各配管及び継手からの油漏れはないか、点検する。 (2)　シリンダの作動はスムーズか、またはシリンダの傷はないか点検する。 (3)　先端部球面受けの作動は、良いか点検するとともに給脂を行う。
	6．通話装置	○	○	次の点検を実施する （注）　クレーン運転室接続時に通信数切替えスイッチ（3）が“2”である時、またクレーン運転室が接続されていない時に切替えスイッチ（3）が“3”である時には、前後運転室間の通信ができない。 (1)　電源が通じているか、通信数切替えスイッチは正しいか確認し、接続ケーブルを点検する。 (2)　ヘッド・セット用マイク、レシーバ、音量調整ボリューム、ジャック端子の状態を点検する。